

「業種別ガイドライン」に基づく感染予防対策や、「高度な衛生管理手法」に取り組む事業者を支援します
--

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている市内事業者が、「新しい生活様式」や各業種で定める「業種別ガイドライン」に基づく対策への取り組み、また食品の販売・加工・調理など食品を取り扱う市内事業者が、高度な衛生管理手法である「危害分析・重要管理点(HACCP)の考え方を取り入れた衛生管理」の取り組みに要した経費に対し、その一部を補助します。

## 1 補助対象者

「新しい生活様式」や各業種で定める「業種別ガイドライン」に基づく対策について申請される場合

(1)～(5)のいずれかに該当する事業者で、市内に店舗又は事務所を有しており、市民生活にかかわりのある以下の業種を対象としています。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (3) 医療法第39条に規定する医療法人
- (4) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (5) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合及び商工組合連合会を除く。）

高度な衛生管理手法である「危害分析・重要管理点(HACCP)の考え方を取り入れた衛生管理」の取り組みについて申請される場合

(1)～(5)のいずれかに該当する事業者で、市内に店舗又は事務所を有している以下の要件に該当する事業者を対象としています。

- (1) 食品を製造し、又は加工する営業者であって、食品を製造し、又は加工する施設に併設され、又は隣接した店舗においてその施設で製造し、又は加工した食品の全部又は大部分を小売販売するもの
- (2) 飲食店営業又は喫茶店営業を行う者その他の食品を調理する営業者
- (3) 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品のみを貯蔵し、運搬し、又は販売する営業者
- (4) 食品を分割して容器包装に入れ、又は容器包装で包み小売販売する営業者
- (5) 食品を製造し、加工し、貯蔵し、販売し、又は処理する営業を行う者のうち、食品の取扱いに従事する者の数が50人未満である事業場

## 2 補助対象要件

- (1) 1の要件を満たしている事業者であること。
- (2) 市内に事業所を有し、今後も1年以上事業を継続していく予定であること。
- (3) 事業に係る補助対象経費（税抜）の合計が10万円以上であること。
- (4) 前年度までの市税の滞納がないこと。納税について分納計画中であるものは滞納がないものとみなす。
- (5) 補助対象者又は同居する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### 3 補助対象事業

- (1) 「新しい生活様式」や各業種で定める「業種別ガイドライン」に基づく対策にかかるもの。
- (2) 業種別手引書に基づく「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」対策にかかるもの。ただし、令和3年5月31日までに宇部健康福祉センターへ「HACCP実施届」を提出する予定であること。
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの。

### 4 補助対象期間

補助対象事業を実施する期間は、補助対象事業の交付決定を受けた日から着手して、令和3年1月31日までに事業（納品・工事）が完了し、支払い済の事業が対象となります。

ただし、令和2年5月14日から令和2年9月22日までの間に事業（納品・工事）が完了し、支払い済の対象事業について、領収書等にて支払いが確認できれば対象となります。

### 5 補助対象経費

- (1) 「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止対策にかかるもの

#### ～ 対象経費例 ～

##### 【消耗備品費】

非接触型体温計、自動手指消毒器等

##### 【機械装置・備品等導入費】

- 1 飛沫感染防止のためのアクリル板、透明ビニールカーテン、防護スクリーン等の設置に係る備品購入費及び工事費
- 2 来客者や従業員の感染防止のためのサーモグラフィーカメラや空気清浄機等の設置に係る備品購入費及び工事費
- 3 キャッシュレス機器等非接触型のための設備の設置に係る備品購入費及び工事費
- 4 従業員の感染防止や新たな業態展開のためのテレワーク・オンライン会議やテイクアウト販売等の整備に係る備品購入費及び工事費
- 5 店舗営業と同時にECサイト販売を始める際に必要となる保管庫等の設置に係る備品購入費及び工事費

##### 【設備改修・事務所等改装費】

- 1 飛沫感染防止のための間仕切り、換気設備等の設置又は改修に係る工事費
  - 2 トイレや窓等の改修に係る工事費（新設・増設は除く）
- その他新型コロナウイルス対策に資するものと市長が特に認める経費

- (2) 業種別手引書に基づく「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」対策にかかるもの

#### ～ 対象経費例 ～

- 1 申請に係る専門家への謝金
  - 2 認定に関する講習会参加費用
  - 3 認定審査にかかる費用
  - 4 認定に必要な備品費・設備改修費
- その他市長が特に必要と定める経費

### 【対象とならない経費】

- ・ 国・県・市等において交付を受けた同一の対象経費
- ・ 汎用性の高い備品（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）、人件費、損失補填費、公租公課、事務所の改修やリフォーム費、車両購入費、振込手数料、既存設備の修繕、各種保険料、リース料、家賃等の固定費、維持費、接待費、その他本事業に必要と認められない経費 等

## 6 補助金額

補助金の限度額は50万円（1事業者につき1回限り）とし、補助金額の算定基準や補助率等については下表のとおりです。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

補助金額の算定基準	対象備品等購入、又は 工事発注先事業者	補助対象経費に対する 補助率
令和2年6月から令和2年8月までの3月の 売上の平均額が前年同期比20%以上減少	市内事業者	5分の4
	市内及び市外事業者	3分の2
	市外事業者	2分の1
令和2年6月から令和2年8月までの3月の 売上の平均額が前年同期比20%未満減少	市内事業者	3分の2
	市内及び市外事業者	2分の1
	市外事業者	5分の2
令和元年7月1日以降に創業した事業者	市内事業者	3分の2
	市内及び市外事業者	2分の1
	市外事業者	5分の2

## 7 申請手続

○受付期間：令和2年9月23日（水）から令和2年11月30日（月）まで

○申請方法：申請書類一式を、美祢市商工労働課（市役所本庁舎2階）、美祢市商工会へ郵送又は窓口提出

○申請に必要な書類

美祢市感染予防対策等支援事業補助金交付申請書

交付申請書に記載のある添付書類一式

## 8 申請書類の入手方法

美祢市商工労働課、美東総合支所、秋芳総合支所、美祢市商工会

また、美祢市HPからもダウンロードできます。

## 9 申請から補助金交付までの流れ

- ①交付申請書類一式を、市商工労働課又は美祢市商工会へ提出（申請者）
- ②市商工労働課にて内容審査及び交付決定通知（市）
- ③事業の実施・完了後、実績報告書提出（申請者）
- ④市商工労働課にて実績内容確認及び確定通知（市）
- ⑤請求書提出（申請者）
- ⑥請求書記載の金融機関へ補助金交付（市）

【申請書類等を郵送される場合】	
〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326 番地 1 美祢市観光商工部 商工労働課 電話番号 0837-52-5224	〒759-2212 美祢市大嶺町東分 320 番地 3 美祢商工会 電話番号 0837-52-0434
【受付期間】 令和2年9月23日（水）から令和2年11月30日（月）まで	